

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第四条の十五まで（現行のとおり）</p> <p>（削減義務率）</p> <p>第四条の十六（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第四条の十五まで（略）</p> <p>（削減義務率）</p> <p>第四条の十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 630 846 683">事業所の種類</th> <th data-bbox="846 630 1113 683">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 683 846 1056"> <p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p> </td> <td data-bbox="846 683 1113 1056"> <p>（現行のとおり）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1056 846 1109"> <p>二（現行のとおり）</p> </td> <td data-bbox="846 1056 1113 1109"> <p>（現行のとおり）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業所の種類	割合	<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<p>二（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 630 1733 683">事業所の種類</th> <th data-bbox="1733 630 2000 683">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 683 1733 1056"> <p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（略）</p> </td> <td data-bbox="1733 683 2000 1056"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1056 1733 1109"> <p>二（略）</p> </td> <td data-bbox="1733 1056 2000 1109"> <p>（略）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事業所の種類	割合	<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>二（略）</p>	<p>（略）</p>
事業所の種類	割合												
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十七条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>												
<p>二（現行のとおり）</p>	<p>（現行のとおり）</p>												
事業所の種類	割合												
<p>一 特定地球温暖化対策事業所のうち、その主たる需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表に規定する需要設備をいう。以下同じ。）が次に掲げる規定に規定する需要設備で構成されるもの</p> <p>アからウまで（略）</p>	<p>（略）</p>												
<p>二（略）</p>	<p>（略）</p>												
<p>4及び5（現行のとおり）</p> <p>第四条の十七から第五十七条まで（現行のとおり）</p> <p>（台帳の調製等）</p> <p>第五十八条 条例第百十八条の二第二項に規定する台帳は、次の表の上欄に掲げる土地に応じ、当該下欄に掲げる帳簿等をもって調</p>	<p>4及び5（略）</p> <p>第四条の十七から第五十七条まで（略）</p> <p>（台帳の調製等）</p> <p>第五十八条 条例第百十八条の二第二項に規定する台帳は、次に掲げる土地について帳簿及び書類等をもって調製するものとする。</p>												

製するものとする。

一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地	帳簿及び第三項の書類等
二 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査により、土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地	帳簿及び第三項の書類等
三 条例第百十五条から第百十六条の二まで及び第百十七条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地(二の項に規定するものを除く。)	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等
四 土地利用の履歴等調査(条例第百十七条第一項の規定に基づく調査をいう。以下同じ。)を実施した土地	帳簿
五 自然由来等基準不適合土壤(条例第百二十二条第一項第二号に規定する土壤をいう。以下同じ。)の搬出元及び搬出先の土地(二の項に規定するものを除く。)	帳簿及び第四項の知事が必要と認められた書類等

2 (現行のとおり)

一 前項の表一の項に規定する土地にあつては指示、同表二の項及び三の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠

一 条例第百十四条第一項の規定に基づく指示の対象となった工場又は指定作業場の存する土地

二 条例第百十五条から第百十七条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壤の特定有害物質の濃度が汚染土壤処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地

2 (略)

一 前項第一号の土地にあつては指示、前項第二号の土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項

となつた条例の条項

二 前項の表一の項及び三の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の結果の報告年月日、同表四の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、同表五の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日

三及び四 (現行のとおり)

五 条例第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、条例第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称

六 汚染状況調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては当該調査を実施した土地の面積

七 汚染状況調査を実施した場合は、当該調査の方法に関する特記事項

八 汚染状況調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壌等の汚染状況、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあつては特定有害物質による土壌汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合にあつては当該土壌の特定有害物質による汚染状況

九 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、汚染

二 前項第一号の土地にあつては、汚染状況調査の結果の報告年月日

三及び四 (略)

五 第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、第百十七条第二項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては土地の改変に係る事業の名称

六 汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壌汚染が確認されている土地の面積

七 汚染状況調査の方法に関する特記事項

八 特定有害物質による土壌等の汚染状況

九 汚染状況調査の受託者

状況調査の受託者

十から十四まで (現行のとおり)

十五 前項の表一の項及び二の項に規定する土地にあつては、当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法 (当該土地の土壌が自然由来等基準不適合土壌である場合を除く。)

十六 自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合は、当該土壌の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法

十七 前項の表四の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の実施状況

3 第一項の表一の項及び二の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等
二から四まで (現行のとおり)

4 第一項の表三の項及び五の項の規定による土地の台帳は、次に掲げる書類等のうち知事が必要と認めたものを添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等
二 自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等
三 対象地周辺の地図

5 台帳の帳簿等の内容に変更があつたときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。

第五十九条から第八十一条まで (現行のとおり)

十から十四まで (略)

十五 当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法

(新設)

(新設)

3 第一項の規定による土地の台帳は次に掲げる書類等を添付するものとする。

一 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
二から四まで (略)

(新設)

4 台帳の帳簿記載事項及び書類等に変更があつたときは、知事は速やかにこれを訂正しなければならない。

第五十九条から第八十一条まで (略)

(申請書等の提出部数)

第八十二条 条例の規定による提出、届出、申請又は報告(以下この条において「申請等」という。)は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。)の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。ただし、申請等を電子情報処理組織(東京都の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))又はこれと同等のものとして知事が認めるものと、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該東京都の使用に係る電子計算機又はこれと同等のものとして知事が認めるものと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行つた場合は、この限りでない。

第八十三条 (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

(申請書等の提出部数)

第八十二条 条例の規定による提出、届出、申請又は報告は、提出書、届出書、申請書又は報告書(この規則各条及び別記様式に定めるそれぞれの関係書類等を含む。)の正本に、その写し一通を添えてしなければならない。

第八十三条 (略)

別表第一から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)